商品概要説明書

マイカーローン（一般型Ｃ）

（2024 年 10 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン（一般型Ｃ）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の６か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去３か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。 ①自動車・バイク・除雪機（いずれも中古を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金。 ⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む）。 ○農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。 ○上記に加え、マイカーローン（残価設定型）における残価返済資金については、残価額を上限としてお借換いただけるほか、自動車の売却額が残価を下回った場合の不足額についても、その不足額を上限としてお借換いただけます。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、貸付時年齢が満 20 歳未満または満 71 歳以上の場合については、200 万円を上限とし、満 20 歳以上の新卒内定者の場合については、300 万円を上限とします。
借入期間	○据置期間を含め６か月以上 15 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大６か月）。 ただし、マイカーローン（残価設定型）における残価返済資金をお借換する場合は、残価設定期間を含め 15 年（180 か月）以内となります。

借入利率	○変動金利型となります。 お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年 0.79％の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50％以内、１万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（三菱ＵＦＪニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ・全額繰上返済の場合　①実行日より経過 3 年未満・・・・・・・・・・3,300 円 ②実行日より経過 3 年以上 5 年未満…2,200 円 ③実行日より経過 5 年以上 7 年未満…1,100 円 ④実行日より経過 7 年以上・・・・・・・・・・無料 ・一部繰上返済の場合…3,300 円 （ＪＡネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または総務部リスク管理課（電話：0220-23-8013）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。

	利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会 ・東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031） ・第一東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3595-8588） ・第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249） ＪＡバンク相談所を通じての利用となる弁護士会 仙台弁護士会紛争解決支援センター （ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、2,200 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡみやぎ登米